

住宅の改修工事費用の一部を助成します

居住環境の向上を目指すとともに、改修工事を促すことにより、地域経済の活性化を図ることを目的として、住宅の改修工事費用の一部を助成します。

〔対象となる住宅〕市内にある、本人または二親等内の親族が所有する個人住宅および併用住宅の住居部分

※併用住宅の場合は、住居部分の面積が過半を占めるもの。

〔対象となる方〕次のすべてに該当する方▽市内に居住し、住民基本台帳に登録のある個人▽

納期の経過した市税を完納している▽助成対象工事について、市から他に助成等を受けていない▽前回の助成を受けていない

〔対象となる工事〕次のすべてに該当する工事▽助成金の交付決定日以降に着手し、平成24年2月29日(水)までに工事が完了するもの▽工事金額が15万円以上(消費税を除く)のもの▽市内

施工業者を利用するもの
※対象となる工事内容は、バリ
アフリー対応、水回り改修、内
外装の補修となります(家電製

品の設置や修理・外構等は除きます)。

〔助成額〕改修工事費用の5分の1の額(上限20万円。一住宅に対して一回限り)

※予算の範囲を超えた場合は、抽選等行う場合があります。

〔申請先・問い合わせ〕6月1日(水)から10日(金)までに、申請書に必要事項を記入し、改修工事見積書および内訳書の写し・改修工事計画書・改修工事前の写真を添付の上、都市整備課企画計画係へ。